

# 令和3年度奈井江町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものとする。

## 2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、奈井江町の全組織を対象とする。

## 3 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であつて、その所在地が町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

(3) 在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

## 4 調達する物品等

分野を限定せず調達に努める。

## 5 調達の目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達目標は、次のとおりとする。

目標額 19万9千円

## 6 調達の実施

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

(2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約を活用する。

## **7 調達方針及び実績の公表**

(1)本町における調達方針を策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。

(2)町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

## **8 庁舎内での物品販売**

役場庁舎内での障がい者就労施設等の物品販売については、場所を提供し、活用を図る。

## **9 担当窓口**

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。